第四四級	一、〇三〇、〇〇〇円	一、〇〇五、〇〇〇円以上	一、〇五五、〇〇〇円未満
第四五級	一、〇九〇、〇〇〇円	一、〇五五、〇〇〇円以上	一、一一五、〇〇〇円未満
第四六級	一、一五〇、〇〇〇円	一、一一五、〇〇〇円以上	一、一七五、〇〇〇円未満
第四七級	一、二一〇、〇〇〇円	一、一七五、〇〇〇円以上	一、二三五、〇〇〇円未満
第四八級	一、二七〇、〇〇〇円	一、二三五、〇〇〇円以上	一、二九五、〇〇〇円未満
第四九級	一、三三〇、〇〇〇円	一、二九五、〇〇〇円以上	一、三五五、〇〇〇円未満
第五〇級	一、三九〇、〇〇〇円	一、三五五、〇〇〇円以上	

第四十条第五項中「十七日」の下に「（財務省令で定める者にあつては、十一日。以下この条において同じ。）」を加える。

第七十二条第二項に次の二号を加える。

三　常時勤務に服することを要しない職員で政令で定めるもの

四　臨時に使用される職員その他の政令で定める職員

第七十二条に次の一項を加える。

4　第二項の規定により長期給付に関する規定の適用を受けない組合員がその適用を受ける組合員となつたときは、長期給付に関する規定の適用については、そのなつた日に新たに組合員となつたものとみなす。

第七十九条の三第二項中「第一項」を「同項」に改める。

第八十条第一項中「、その者が七十歳に達する日の前日までに」を削り、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　退職年金の受給権を取得した日から起算して十年を経過した日（以下この項において「十年経過日」という。）後にある者が前項の申出をしたときは、十年経過日において、同項の申出があつたものとみなす。

第九十四条第二項中「第百十一条第三項」を「第百十一条第五項」に改める。

第九十九条第一項第一号中「同項に規定する国等」を「国」に改め、同条第三項中「国等」を「国」に改め、同条第四項中「又は独立行政法人造幣局若しくは独立行政法人国立印刷局（第百二条第三項において「国等」という。）」を削る。

第百条第二項ただし書中「にあつては、その月に、更に組合員の資格を取得したとき、又は地方の組合の組合員の資格を取得したとき、」を「及び」に、「又は組合員保険料」を「及び組合員保険料」に改める。

第百二条第三項中「国等」を「国」に改める。

第百二条の二中「第七十四条」を「第七十四条第一項」に改める。

第百十一条第一項中「この法律に基づく給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から、短期給付については二年間、退職等年金給付については」を「短期給付を受ける権利はその給付事由が生じた日から二年間、退職等年金給付を受ける権利はその給付事由が生じた日から五年間、退職等年金給付を受ける権利はこれを行使することができる時から」に改め、同条中第三項を第五項とし、第二項を第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4　前項に規定する権利の時効については、その援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする。

第百十一条第一項の次に次の一項を加える。

2　退職等年金給付の返還を受ける権利の時効については、その援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする。

第百二十四条の三中「同条第三項中「若しくは独立行政法人国立印刷局」とあるのは「、独立行政法人国立印刷局若しくは独立行政法人国立病院機構」と、同条第六項から第八項までの規定」を「同条第六項中「（行政執行法人」とあるのは「（行政執行法人、独立行政法人のうち別表第二に掲げるもの又は国立大学法人等」と、同条第七項及び第八項」に改める。

第百二十五条中「その運営規則」を「あつて職員に準ずるものとして政令」に改め、「とする」の下に「ほか、必要な技術的読替えは、政令で定める」を加える。

第百二十六条第一項中「その運営規則」を「あつて、職員に準ずるものとして政令」に改める。

第百二十六条の二第一項中「の組合員」の下に「のうち地方公務員等共済組合法の長期給付に関する規定の適用を受けるもの」を加える。

附則第十三条の次に次の一条を加える。

（日本国籍を有しない者に対する一時金の支給）

第十三条の二　当分の間、組合員期間が一年以上である日本国籍を有しない者であり、かつ、退職している者（第二十九条第一項の規定による退職等年金給付の請求を行つた者を除く。）であつて、当該組合員期間に係る厚生年金保険法附則第二十九条第一項の規定による脱退一時金の支給を請求したものは、一時金の支給を請求することができる。ただし、その者が公務障害年金その他政令で定める給付を受ける権利を有したことがあるときは、この限りでない。

2　前項の請求があつたときは、その請求をした者に一時金を支給する。

3　前項の規定による一時金の額は、退職をした日における給付算定基礎額の二分の一に相当する金額とする。この場合において、第七十五条第一項中「退職等年金給付の給付事由が生じた日における当該退職等年金給付」とあるのは「退職をした日における一時金」と、「当該給付事由が生じた日の」とあるのは「当該退職をした日の」と、同条第三項中「退職等年金給付の給付事由が生じた日」とあるのは「同項に規定する退職をした日」とする。

4　第二項の規定による一時金の支給を受けたときは、その額の算定の基礎となつた組合員であつた期間は退職等年金給付に関する規定の適用について組合員期間でなかつたものとみなし、当該期間に係る給付算定基礎額は零とみなす。

5　第二項の規定による一時金について第四十八条及び第四十九条の規定を適用する場合には、第四十八条中「退職年金」とあるのは「退職年金若しくは一時金」と、第四十九条中「退職年金及び」とあるのは「退職年金及び一時金並びに」とする。

6　第二項の規定による一時金は、第三十九条第一項、第四十四条第一項、第三項及び第四項、第四十六条第一項、第七十五条の九、第百三条、第百六条並びに第百十五条第一項の規定の適用については、退職等年金給付とみなす。

附則第二十条の二第一項中「その運営規則」を「あつて、職員に準ずるものとして政令」に改め、同条第四項の表第九十九条第四項の項を削り、同表第百十一条第二項の項中「第百十一条第三項」に、「又は」を「若しくは」に改める。

附則第二十条の六第一項中「（当該法人の常勤の役員を含み、臨時に使用される者を除く。）」を「、日本郵政共済組合の運営規則」を「政令」に改める。

第十六条　国家公務員共済組合法の一部を次のように改正する。

第八十条第二項中「前項の申出」の下に「（第四項の規定により前項の申出があつたものとみなされた場合における当該申出を除く。以下この項において同じ。）」を加え、「同項」を「前項」に改め、同条第三項中「の申出」の下に「（次項の規定により第一項の申出があつたものとみなされた場合における当該申出を含む。第五項及び次条第七項において同じ。）」を加え、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「をした日」と、」を「（同条第四項の規定により同条第一項の申出があつたものとみなされた場合における当該申出を含む。以下この条において同じ。）があつた日」と、」に、「をした日の」を「があつた日の」に、「をした日」とする」を「があつた日」とする」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。